

四日市市上下水道局管理規程第6号

四日市市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局文書取扱規程（昭和57年水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第8条（略） （1）（略） （2）前号以外の文書の記号は、次のとおりとし、文書管理システムにより番号を付ける。 アからクまで（略） <u>ケ</u> 下水維持課 四水下維	第8条（略） （1）（略） （2）前号以外の文書の記号は、次のとおりとし、文書管理システムにより番号を付ける。 アからクまで（略）

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（上下水道局管理部総務課）